

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【会社名】	千代田化工建設株式会社
【英訳名】	Chiyoda Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山東 理二
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045(225)7740(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中村 薫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045(225)7745(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	主計部長 秋山 卓
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	A種優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 70,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月9日付けで提出した有価証券届出書及び2019年5月10日付けで提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項に関し、当社が2019年6月25日付けで臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照情報に追加し、必要な修正をするため、また、割当予定先である三菱商事株式会社が2019年6月21日付けで有価証券報告書を提出したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

(訂正前)

名称	三菱商事株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
直近有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 平成29年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月22日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度 平成30年度第1四半期 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度 平成30年度第2四半期 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月12日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度 平成30年度第3四半期 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月14日 関東財務局長に提出

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

名称	三菱商事株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
直近有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 平成30年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月21日 関東財務局長に提出

&lt; 後略 &gt;

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

（訂正前）

< 前略 >

#### 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月27日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年4月5日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月9日に関東財務局長に提出

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

#### 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月27日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年4月5日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月9日に関東財務局長に提出
- (4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出

< 後略 >

## 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年5月10日）現在において変更はありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）現在において変更はありません。